

○洞爺湖町議会議員の選挙区の設置及び各選挙区において選挙すべき議員の定数に関する条例

平成 18 年 3 月 27 日

条例第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 15 条第 6 項及び公職選挙法施行令(昭和 25 年政令第 89 号)第 9 条の規定に基づき、洞爺湖町議会(以下「議会」という。)の議員の選挙における選挙区の設置及び各選挙区において選挙すべき議員の定数を定めるものとする。

(選挙区の設置及び選挙区において選挙すべき議員の定数)

第 2 条 議会の議員の選挙について、その選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の定数は、次のとおりとする。

選挙区の名称	選挙区の区域	選挙すべき議員の定数
虻田選挙区	合併前の虻田町の区域	11 人
洞爺選挙区	合併前の洞爺村の区域	3 人

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、この条例の施行後最初にその期日を告示される洞爺湖町の議会の議員の選挙について適用する。